

高松市指令環指第112号

住所 香川県高松市一宮町1686番地6

名称 株式会社塵芥センター

代表取締役 溝淵 誉仁 様

高松市一般廃棄物処分業許可書

一般廃棄物処分業を行うことを次のとおり許可します。

令和7年7月28日

高松市長 大西 秀人



許可番号	高松市許可 第112号
許可期間	令和7年8月25日から令和9年8月24日まで
一般廃棄物の種類	裏面に記載のとおり
処分方法	破碎及び堆肥化処分、選別処分、破碎処分、圧縮梱包処分
その他の条件	取り扱うことができる一般廃棄物は、再生利用を目的としたものに限る。 以下余白

一般廃棄物の種類	破碎及び堆肥化処分：①動植物性残さ ②汚泥（有機性のものに限る。） ③木くず ④草、水草（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる一般廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上	
	自動車等破碎物	含まない。
	石綿含有一般廃棄物	含まない。
	水銀使用製品一般廃棄物	含まない。
	水銀含有ばいじん等	含まない。
選別処分：①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる一般廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上		
破碎処分：①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる一般廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上		
圧縮梱包処分：①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる一般廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上		
以下余白		